

大鹿村活性化プロジェクト委員会規約

(名 称)

第1条 本会を「大鹿村活性化プロジェクト委員会」（以下、委員会という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、村の資源を引き出しながら、保全と観光を推進させていく中で、主体となる村民の意見を尊重し、村民の望む未来と村の継続的な将来を照らし合わせながら何をすべきか議論し判断する組織として、多角的な交流人口を求め、関係人口を獲得することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、公募委員並びに大鹿村の代表者により組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役 員)

第5条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) リーダー 1名

(役員を選任)

第6条 委員長は、大鹿村長とする。

- 2 リーダーは、大鹿村活性化プロジェクトリーダーとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(会 議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を協議又は情報共有を行う。
 - (1) 交流人口獲得を目的とした観光促進案について協議
 - (2) 地域資源による展開事案の検討
 - (3) 地域内外の連携、共同活動の推進について検討
 - (4) その他委員長が必要と認めた事項

(事務局)

第9条 委員会の事務局を大鹿村役場産業建設課内に置く。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。